

# 立命館中学校・高等学校教育後援会 会則

## 目的

[第1条]

- 立命館中学校・高等学校 教育後援会(以下「本会」という。)は、立命館中学校・高等学校(以下「本校」という。)の教育諸事業を支援することによって、生徒の豊かな成長と教育活動の発展に資することを目的とする。

## 事業

[第2条]

- 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 特色ある学習活動、文化・スポーツ活動、国際活動等への支援
  - 学業奨励や厚生等に必要の諸事業への支援
  - 生徒や会員、市民を対象にした教育・文化諸事業等の実施
  - その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 会員資格

[第3条]

- 本会は、次の会員をもって構成する。
  - 正会員 …… 在校生徒の保護者
  - 賛助会員 …… 本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える者

## 総会

[第4条]

- 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 総会は、会長、副会長、常任幹事、幹事、会計および監査幹事をもって構成し、会長が議長となる。
- 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 総会は、次の事項を決定する。
  - ① 役員を選出
  - ② 事業報告および事業計画、予算、決算
  - ③ 会則の改正
  - ④ その他、本会の重要事項

## 役員と任期

[第5条]

- 本会は、次の役員を置き、任期は3年とし、再任を妨げない。
  - ① 会長 …… 1名
  - ② 副会長 …… 若干名
  - ③ 常任幹事 …… 1名
  - ④ 幹事 …… 若干名
  - ⑤ 会計 …… 1名
  - ⑥ 監査幹事 …… 2名

## 役員を選任

[第6条]

- 役員は次の方法によって選任する。
  - ① 会長、副会長、常任幹事、幹事、会計および監査幹事は、総会において会員から選出する。
  - ② 常任幹事は、副校長または教頭があたる。
  - ③ 会計は事務長がその任にあたる。

## 役員職務

[第7条]

- 会長は、本会を統括し、本会を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 常任幹事は日常的に会長の業務を代行する。
- 会計は、本会の会計を掌り、予算決算に関する事務および金銭の出納を行う。
- 監査幹事は、本会の会務および会計を監査する。

## 事務局

[第8条]

- 事務局は、立命館中学校・高等学校 事務室内に置く。

## 会計年度

[第9条]

- 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 運営資金

[第10条]

- 本会の運営は、会費、寄付金およびその他の収入による。
- 会費等の徴収は、本校に委託して行う。
- 会費の額およびその納入の方法は、次のとおりとする。
  - ① 正会員の会費は、年額10,000円とし、毎年納入する。
  - ② 賛助会員の会費は、年額一口5,000円以上とする。

## 会則の改廃

[第11条]

- この会則の改廃は総会が行う。

## 細則等の制定

[第12条]

- この会則の施行に伴う細則、その他の規程は、総会において定める。

附則：この規程は、2006年12月1日から施行する。  
この規程は、2016年5月11日から一部改正施行する。



# 教育後援会のご案内

## 立命館中学校・高等学校

Ritsumeikan Junior & Senior High School  
Guide of educational supporters' association

# 2019



## 立命館中学校・高等学校

〒617-8577 京都府長岡京市調子1丁目1-1

TEL. 075-323-7111 FAX. 075-323-7123

<http://www.ritsumeikan.ac.jp/fkc/>

